

八王子市立愛宕小学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月一部改訂

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめはどの学級においても起こり得る問題であり、起こった場合には学級全体の児童が関係する問題であることを全教職員が自覚し、児童が安心して学校に通えるよう、普段から児童の様子や人間関係を注視するとともに、学校、家庭、地域と常に連携を取り合い、情報交換をしながら、いじめが起らない環境づくりに努める。

また、日頃より、教職員が人権に配慮し、児童一人一人を大切に作る雰囲気を育てることが大切であり、児童においてもお互いを尊重する気持ちを育てる必要がある。

2 主な取り組み

(1) 日常的な取り組み

(ア) 道徳教育の充実

道徳の時間を要として、全ての教育活動を通して道徳教育の充実に努め、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行うことにより、個の尊重や他者理解の基礎を培い、発達段階に応じお互いを尊重し合う基盤としての心情を育てる。

(イ) エンカウンターやソーシャルスキルの取り組み

学級活動など特別活動の時間にはエンカウンターやソーシャルスキルの考え方を基に学級の実態に応じた学習内容を展開することで、体験的にコミュニケーション能力を高め、よりよい人間関係構築の基礎とする。特別支援教室等とも連携し、より多面的な指導を行うとともに、情報を共有することで、一人一人を丁寧に見とり、育てていく。

(ウ) 地域、家庭との連携

さまざまな出張授業、保育園交流など地域の施設や人材と計画的に交流を重ねることで、地域の方々にも育てていただいているという気持ちを育てるとともに、地域、家庭との連携を密にすることで三者が協力して児童を育てていく関係を築く。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

(ア) いじめ対策委員会の設置

いじめ対策委員会を毎週金曜日に行い、定期的に情報を共有していじめ防止に努める。また、いじめが起こった場合には、該当学年の担任、専科を含めた臨時拡大委員会を設置し、組織的に対応し、迅速に解決に当たる。

(イ) いじめ防止研修の実施

いじめ防止研修は、年3回行う。関係機関の専門家等を招いて実施する回も設ける。

(ウ) アンケートの活用

①生活を振り返るアンケートを実施する。

4・5・9・10・1月に実施する。生活を振り返るだけでなく、いじめにつながる項目や自由記述欄を設け、児童が発している小さなサインを見逃さないようにする。アンケートで気になる児童については、丁寧な聞き取りを行い、早急に対応する。担任では対応しきれない事案については生活指導部及びいじめ対策委員会で対応に当たる。生活指導部及びいじめ対策委員会では事実関係を把握するとともに、継続してどのような指導が必要か協議し、立案、実践をする。

②楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）を5、6年生で実施する。

集計結果から児童理解を深めたり、よりよい学級集団作りの一助としたりすることで、適切な対応に努める。

(工)個人面談の実施

毎学期末には、担任による個人面談を行い、悩みや不安を聞き取り早期対応に努める。また、長期休業明けには、始業式前日までに気になる児童との連絡を密にとる。

(オ)子ども見守りシートの活用

全学年の第1回保護者会で、子ども見守りシートについて説明すると共に、学校と保護者が連携しながら対応していくことを伝える。また、シートが提出された場合には、組織的に動き関係者との連絡を密にして、早期対応に努める。

(カ)スクールカウンセラーとの連携

スクールカウンセラーは、特別支援校内委員会に参加するとともに、授業参観も積極的に行い、日常的に情報を交換できる素地を作る。5年生への全員面談を行うことで児童にとっても相談できる大人を認識するきっかけづくりとする。

(キ)SOSの出し方に関する教育

年間指導計画にしたがって、1年生から6年生まで学級活動や道徳、体育（保健領域）を中心に計画的、かつ継続的にSOSの出し方について学習する機会を設ける。また、6年生はDVDを使った学習を年間1時間以上行う。9月実施を予定。

(ク)組織的な対応

児童は全教職員で指導していくことを基本として考え、困っている児童がいた場合には、担任だけでなく、学校全体の問題として各担当が連絡を取り合い、組織的に対応する。また、該当児童の保護者とも連絡を密に取り合いながら、早期の解決に向けて協力していく。

毎週金曜日のいじめ対策委員会では、発生したいじめ案件の報告を行い、情報を共有する。また、この時間を活用して、記録を更新し、継続的な見守りと組織的な対応を再確認し合い、いじめを許さない意識を高める。

(ケ)いじめに関する授業の実施

全学級で年3回、道徳や学級活動の時間を活用して、いじめ防止の授業を行う。講師を招いたり、八王子市共通のリーフレットを活用したりする。

(3) SNSによるネットトラブルの未然防止に関する教育の推進

(ア)情報教育の充実

6年間を見通して、計画的に情報教育を行い、インターネットを活用した情報教育及びネットモラルについての指導を行うとともに、高学年においてはネット安全教室など、外部機関と連携をしたセーフティ教室を年1回計画し、指導の徹底を図る。

(イ)家庭への啓発

セーフティ教室やメディアリテラシー教室の公開や共有を通して、保護者の意識を高めるとともに、情報化社会を生きるためのスキルを児童に身に付けさせる基礎作りを行う。

(ウ)市・警察等との連携

学校非公式サイト等の有害情報の把握、個人情報の流失防止など日頃より、課題意識をもって取り組むとともに、一度問題が起こったときには、情報の流出や根拠のない誹謗中傷など、問題が大きくなることが予想されるので、市や警察と連携をとりながら、迅速に問題の解決に当たる。

3 いじめが発生した場合の対応

(1) 事実確認の徹底

いじめの疑いを察知した時は、いじめ対策委員会に報告し、いじめ対策委員会が判断し認定する。

(2) いじめを受けた児童・保護者への対応

担任・養護教諭・スクールカウンセラーを中心に、いじめを受けた児童の心のケアを行うとともに、保護者へは正確な情報を逐一報告するとともに、保護者に対しても支援を行う。スクールカウンセラーとの面談を必ず行う。また、市の教育相談、子ども家庭支援センターなど外部機関とも連携をし、児童の心のケアを最優先に対応に当たる。

(3) いじめを行った児童とその保護者への対応

いじめ対策委員会を中心に事実確認を行い、いじめを行った児童には明確に指導をするとともに、保護者にも正確な事実を伝え、指導することで学校と家庭、地域とで問題を繰り返さない姿勢を明確に示す。また、問題が解決しない場合には出席停止の措置も含めて市教委と協議するなど、いじめを受けた児童のケアを最優先に指導に当たる。

(4) 市・警察等との連携

いじめを受けた児童、その保護者、いじめを行った児童、その保護者ともに心の問題が発覚した場合には、養護教諭、スクールカウンセラーが中心となり心のケアに当たるとともに、市の教育相談などの専門機関とも連携をとりながら解決に当たる。また、いじめが金銭の問題や暴力による怪我等犯罪行為として扱われるべきと判断した場合は、警察と連携をとりながら問題の解決に当たる。尚、判断は個人ではなくいじめ対策委員会で行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態が起こった場合には、教育委員会と連携し、直ちに拡大委員会を開き、事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(3) 教育委員会、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所など諸機関と連携をし、迅速な解決に向けた徹底した対応を図る。

5 解決の判断

いじめが止まっている状況が、3か月継続し、かつ被害児童が心身の苦痛を感じていない場合、担任等がいじめ対策委員会に報告し、校長が判断する。さらに、本人と保護者に説明し、同意を得て解消とする。